

被扶養者認定に関する申立書(異動者用)

他共済・他支部転入者
給与の費用負担区分変更者 専用

組合員等 記号番号	公立阪	組合員氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日	所属所名	
認定を受けようとする者の氏名	性別	続柄	生年月日	認定を受けようとする者の年間所得額※2	同居別居の別	別居の場合の組合員からの送金額	
(フリガナ)	男・女		昭和・平成・令和 年 月 日	() 無収入 () 給与 円 () 年金 円 () 事業所得 円 () その他 円	同居・別居	毎月 円 ボーナス時 円 年額 計 円	
(フリガナ)	男・女		昭和・平成・令和 年 月 日	() 無収入 () 給与 円 () 年金 円 () 事業所得 円 () その他 円	同居・別居	毎月 円 ボーナス時 円 年額 計 円	
(フリガナ)	男・女		昭和・平成・令和 年 月 日	() 無収入 () 給与 円 () 年金 円 () 事業所得 円 () その他 円	同居・別居	毎月 円 ボーナス時 円 年額 計 円	

上記の者は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{ } \text{共済組合} \\ \text{公立学校共済組合} \text{ } \text{支部} \end{array} \right\}$ において被扶養者としての認定を受けており、現時点まで引き続きその認定状況に変わりなく、公立学校共済組合大阪支部における被扶養者認定要件を満たしている（裏面の条件に一つも当てはまっていない）ことを申し立てます。

公立学校共済組合大阪支部長 様

令和 年 月 日 申 立 者
(組合員本人) 氏 名 (自署)

- この申立書は、i他の公務員共済組合または公共済他支部から引き続き当共済組合の組合員となった方 または、ii任命権者の変動等があり新たな資格確認書が交付された方 に、継続して被扶養者としての認定を受けようとする家族がいる場合に提出してください。
- この申立書を提出する場合でもi、iiの状況に応じて以下の①～④の添付書類を併せて提出する必要があります。
 - ①「被扶養者個人番号報告書」(iの場合のみ)
 - ②「国民年金第3号被保険者関係届」(20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合のみ) (iの場合のみ)
 - ③転入前の他の共済組合または他支部が発行する「資格喪失証明書（被扶養者が記載されているもの）」(iの場合のみ)
 - ④任命権者の変動前に交付されていた被扶養者認定対象者の「資格確認書（有効期限内）」・「組合員被扶養者証」(iiの場合でお持ちの場合のみ)
- 被扶養者が書ききれないときは、この申立書を複数作成してください。
- この申立書は、裏面が印刷されていない場合は再提出していただくことになります。

裏面あり

被扶養者として認められない方

次のいずれかの条件に一つでも当てはまる方は公立学校共済組合大阪支部における被扶養者認定を受けられません。

次のいずれかに該当していたことが判明した場合、認定日に遡っての取消となり、取消日以降に生じた医療費等(公立学校共済組合大阪支部負担分)は、組合員から当共済組合に全額返還していただくことになります。

- ・ 認定を受ける方自身が共済組合の組合員、健康保険等の被保険者になっている。
- ・ 組合員が主たる扶養者でない。
- ・ 組合員と3親等以内の親族ではない。
- ・ 認定を受ける方について、組合員以外の方が「扶養手当」やそれに相当する手当を地方公共団体や国その他勤務先等から受けている。
- ・ 年額130万円※1以上の所得※2がある。
- ・ 雇用保険の基本手当等を受給中で、その日額が3,612円※1以上ある。
- ・ 給料の支払いを受けており、その月額が108,334円※1以上あり、それが4か月連続する見込みがある。
- ・ 日本国籍を有しておらず、「医療滞在ビザ」「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した。
- ・ 日本国内に住所を有しておらず(住民登録がなく)、特例要件にも該当していない。
- ・ 組合員と別居しており、かつ組合員の配偶者(事実婚を含む。)、子、養子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のいずれにも該当しない。
- ・ 組合員と別居しているが、組合員から「生計を維持する仕送り」※3を受けていない。

※1 60歳以上の方、または障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する方は、所得限度額が180万円になります。そのため、上記の金額のうち、130万円を180万円に、108,334円を150,000円に、3,612円を5,000円に読み替えてください。

※2 ここでいう所得とは、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額を示し、所得税法上の所得とは異なりますのでご注意ください。

※3 「生計を維持する仕送り」とは認定を受ける方の世帯の総収入(組合員および他の者からの仕送り額を含む)の3分の1以上の額の仕送りを指します。